

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 租税条約関連措置を実施するための多国間協定の動向

OECD（経済協力開発機構）が公表した BEPS 行動計画 15 は、3,000 以上もの二国間租税条約に、BEPS 対抗措置を効率的に反映させるための多数国間協定の策定を勧告しています。結果、100 を超える国や地域がその検討に参加しました。

多国間協定の背景と概要

OECD/G20 諸国は、多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避によって、税負担を軽減している問題「税源浸食と利益移転」（BEPS : Base Erosion and Profit Shifting）に対処するために、2013 年 7 月に 15 項目から成る「BEPS 行動計画」を公表しました。このような国際的な租税回避に対抗するには、現状の二国間租税条約の改定が必要です。

しかし、各国が現在の二国間租税条約の条項を改定するためには、多くの時間を要することが見込まれ、BEPS への迅速な対処がなされないこととなります。そのため、OECD は BEPS 対抗措置を効率的に実現するための多国間協定の開発に取り組み、2016 年 11 月 24 日に多国間協定が公表されました。

多国間協定の対象となっている租税条約関連措置には、次のようなものがあります。

◆ BEPS 行動計画 2（ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化）

金融商品や事業体に関する複数国間における税務上の取扱いの差異（ハイブリッド・ミスマッチ）の効果は無効化するため、国内法上・租税条約上の措置を検討

◆ BEPS 行動計画 6（租税条約の濫用防止）

条約漁り（第三国の居住者が不当に条約の特典を得ようとする行為）をはじめとした租税条約の濫用を防止するため、OECD モデル租税条約の改定及び国内法の設計を検討

◆ BEPS 行動計画 7（恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止）

PE 認定の人為的な回避に対処するため OECD モデル租税条約の PE の定義について修正を検討

◆ BEPS 行動計画 14（相互協議の効果的実施）

租税条約に関連する紛争を解決するためのより実効的な相互協議手続を検討

OECD が公表している多国間協定（Multilateral Convention to implement Tax treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting）は、第 1 章 範囲及び用語の解釈、第 2 章 ハイブリッド・ミスマッチ、第 3 章 租税条約の濫用、第 4 章 恒久的施設の回避、第 5 章 紛争解決の改善、第 6 章 仲裁及び第 7 章 最終規定からなっています。

多国間協定は二国間租税条約の条項を直接改正するのではなく、両者は並行して適用され、既存の租税条約に規定の一部を置き換えまたは変更する機能があります。

お見逃しなく！

6 月 7 日にパリで開催された OECD 閣僚理事会において、日本を含む 76 の国や地域が多国間協定に署名または正式な署名の意思を表明しました。今後多国間協定が導入されることにより、署名国間の二国間条約は一斉に改定される可能性があります。